

第3次芦屋町男女共同参画推進プラン策定について

1. 目的

男女共同参画社会基本法（平成11年6月施行）に基づき、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指すため、芦屋町では平成20年度に『芦屋町男女共同参画推進プラン』、平成25年度に『第2次芦屋町男女共同参画推進プラン』を策定し、男女共同参画の推進を図るため、様々な施策に取り組んでいるところです。

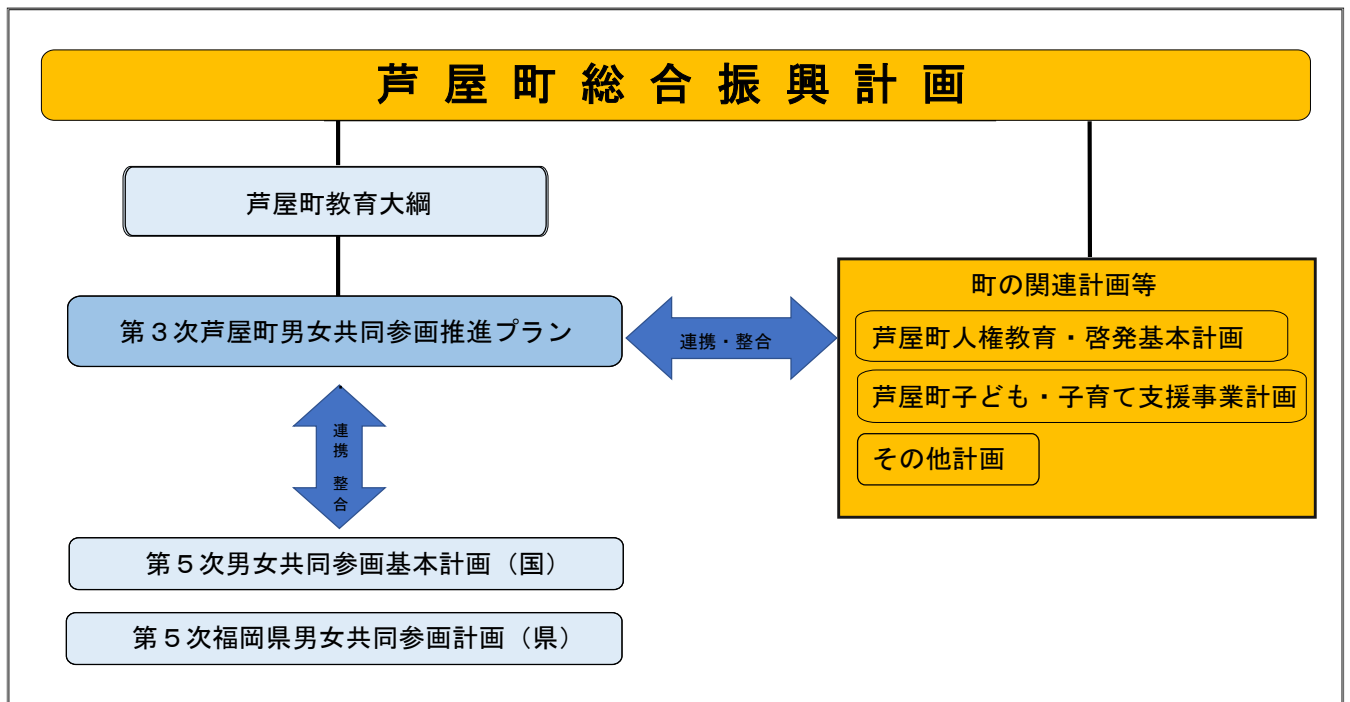
現行プランは令和5年3月をもって計画期間が終了するため、これまでに取り組んだプランの成果や課題、社会情勢の変化や国・県の計画を踏まえた、令和5年度からの「第3次芦屋町男女共同参画推進プラン」を策定します。

2. 名称

次期推進プランの名称は『第3次芦屋町男女共同参画推進プラン』（以下プラン）とします。

3. プランの位置づけ

本プランの策定にあたっては、町の最上位計画である「芦屋町総合振興計画」をはじめ、町の関連計画及び国・福岡県の関連計画との整合性を図りつつ、プランを策定します。



4. 計画期間

計画期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とします。

ただし、計画期間中に生じる社会情勢の変化や各施策の進捗状況などを検証し、中間年度である令和9年度に見直しを行います。

5. 策定業務

策定業務をコンサルタントに委託し、素案原案の作成等必要な業務支援を受ける。

6. これまでの策定経緯（令和4年11月21日時点）

- 令和3年度 男女共同参画審議会（1回）の実施
- 職員ワーキング会議（2回）の実施
- 住民アンケートの実施
- 令和4年度 職員ワーキング会議（2回）の実施
- 社会教育委員からの意見聴取（書面実施）
- 教育委員会での意見聴取

7. プラン策定における基本的考え方

男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現には、男女共同参画の教育及び啓発の推進を継続して実施する必要があります。このため、第2次プランから基本理念や目標などのベースは変えず、現在実施している事業、施策を継続することを基本とし、新たに取り組む必要がある施策を加えます。

【第2次プランから追加・変更する主なもの】

（1）計画策定の視点の明確化（素案P18～21）

- ①多様性の尊重とSDGsの視点
- ②男性、子どもにとっての男女共同参画
- ③あらゆる分野における女性の活躍推進
- ④女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑤地域における身近な男女共同参画の促進
- ⑥町、町民、事業者などの協働

（2）新たな計画テーマの設定（素案P22）

第2次テーマ「～一緒に歩こう～男女が築くパートナーシップ」

⇒第3次テーマ「～めりはりワークといきいきライフで「自分らしさ」を生かせるまちへ～」

（3）施策体系の整理・追加

- ①第2次プランの施策体系を、第5次福岡県男女共同参画計画の施策の柱及び方向を参考に整理。（資料1）

②基本目標Ⅲの重点目標及び基本的な方向性へ追加。(資料1、素案P69～71)

○「防災・減災・災害復興における男女共同参画の促進」に関するもの

③基本目標Ⅲの重点目標「あらゆる暴力の根絶と被害者支援」の施策項目や具体的取り組みの中に、「性暴力の根絶の啓発及び被害者の相談・支援」について追加。(素案P60～64)

(4) 管理指標の設定(資料2)

重点目標ごとの今後の取り組みの成果を確認するため、管理指標と目標値を設定する。

8. 今後の流れ(令和4年12月以降の予定)

令和4年12月 政策会議審議

議会報告(配付による)

令和5年1月～2月

パブリックコメントの実施⇒結果内容に応じて政策会議等審議

3月 プラン完成(令和4年度末)⇒関係機関報告、公開